

「健やか親子21」と母子保健計画等との関係

資料4

健やか親子21

○21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画。



母子保健計画

○効果的な母子保健対策の推進を図るための市町村計画。
○健やか親子21の趣旨や目標等を踏まえつつ、母子保健をめぐる現状、サービスの現状・課題・目標等を具体的に記載し、当該計画に沿って事業を実施。

【策定上の基本的視点】

- ①安全な妊娠、出産の確保
- ②安心のできる子育て環境の確保
- ③健康的な環境の確保
- ④個人の健康状態に応じた施策の推進

【内容】

- ①母子保健をめぐる現状（妊産婦死亡数、新生児死亡数、乳児死亡数、疾病の発生動向など）
- ②サービス提供の現状等（健診、保健指導等の現状の概要と問題点）
- ③サービスの目標（総合的な目標、重点事項、各事業の標準事業量）

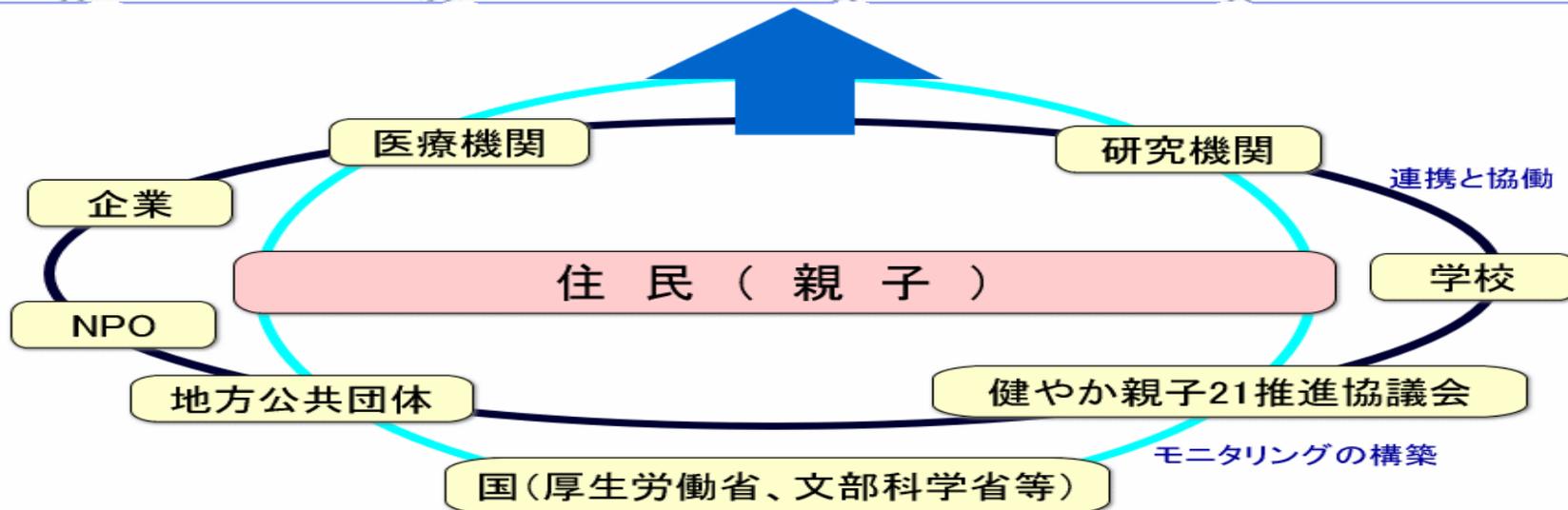
※「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）



「健やか親子21」の推進(2006～2014年)について

21世紀初頭における母子保健の国民運動計画(2001～2014年)

課題	①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	②妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
主な目標 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ○十代の自殺率(減少傾向へ) ○十代の人工妊娠中絶実施率(減少傾向へ) ○十代の性感染症罹患率(減少傾向へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦死亡率(半減) ○産後うつ病の発生率(減少傾向へ) ○産婦人科医、助産師の数(増加傾向へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全出生数中の低出生体重児の割合(減少傾向へ) ○不慮の事故死亡率(半減) ○妊娠中の喫煙率、育児期間中の両親の自宅での喫煙率(なくす) 	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待による死亡数(減少傾向へ) ○出産後1ヶ月時の母乳育児の割合(増加傾向へ) ○親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合(増加傾向へ)
親子	応援期 思春期	妊産婦期～産じょく期 胎児期～新生児期	育児期 新生児期～乳幼児期～小児期	育児期 新生児期～乳幼児期～小児期



母子保健計画と次世代法に基づく市町村行動計画との関係

	母子保健計画	市町村行動計画(次世代法)
根拠	「母子保健計画の策定について」(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
趣旨	市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画を策定し、効果的な母子保健対策の推進に資するもの。	市町村において、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成対策の実施に関する計画を策定し、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るもの。
記載内容	①母子保健をめぐる現状(妊産婦死亡数、新生児死亡数、乳児死亡数、疾病の発生動向など) ②サービス提供の現状等(健診、保健指導等の現状の概要と問題点) ③サービスの目標(総合的な目標、重点事項、各事業の標準事業量)	①次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標 ②実施しようとする次世代育成支援対策の内容・実施時期 ※国の定める「行動計画策定指針」(平成21年国公委・文科・厚労・農水・経産・国交・環告示第1号)において、計画策定の基本的な視点、目標等の設定に関する参酌標準等を提示。
期間	平成8年度中に作成し、概ね5年ごとに再検討。	5年間(前期:平成17~21年度、後期:平成22~26年度)

平成17年度以降は、母子保健計画を次世代法の市町村行動計画の一部として組み込むこととした。

※市町村行動計画の策定に当たっては、すでに策定されている母子保健計画を踏まえることが適当。

[理由]

- ・両計画の対象は重複する。
- ・市町村行動計画の策定は全ての市町村に努力義務(当時は義務)が課されている。

母子保健に関連する他の計画について

	健康日本21	医療計画	子ども・子育て支援事業計画
根拠	・健康増進法(平成14年法律第103号) ・「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年大臣告示)	医療法(昭和23年法律第205号)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
主体	国(国民運動)	都道府県	都道府県、市町村
趣旨	健康寿命の延伸等を実現するために、具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組みを促そうとするもの	都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
主な記載内容	<p>・5つの基本的な方向に対応して、53項目の具体的な目標を設定。</p> <p>①健康寿命の延伸と健康格差の縮小 ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防) ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 ④健康を支え、守るための社会環境の整備 ⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善</p>	<p>①達成すべき事業目標(5疾病・5事業・在宅医療) ②5疾病・5事業・在宅医療に係る医療連携体制に関する事項 ③医療機能情報提供の推進に関する事項 ④医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項 ⑤医療の安全の確保に関する事項 ⑥病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項 ⑦基準病床数に関する事項 ⑧地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項 ⑨その他医療提供体制の確保に関し必要な事項 等</p>	<p>①教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ③幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容 等</p>
期間	第1次:平成12～24年度 第2次:平成25～34年度	定めなし。ただし、少なくとも5年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、計画を変更	5年(平成27年度より施行予定)

健康日本21(第二次)の概要

- 平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正するもの。
- 第一次健康日本21(平成12年度～平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

健康の増進に関する基本的な方向

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- ・生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
- ・国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
- ・国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ・自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。
- ・国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。
- ・国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

- ・上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。

具体的な目標

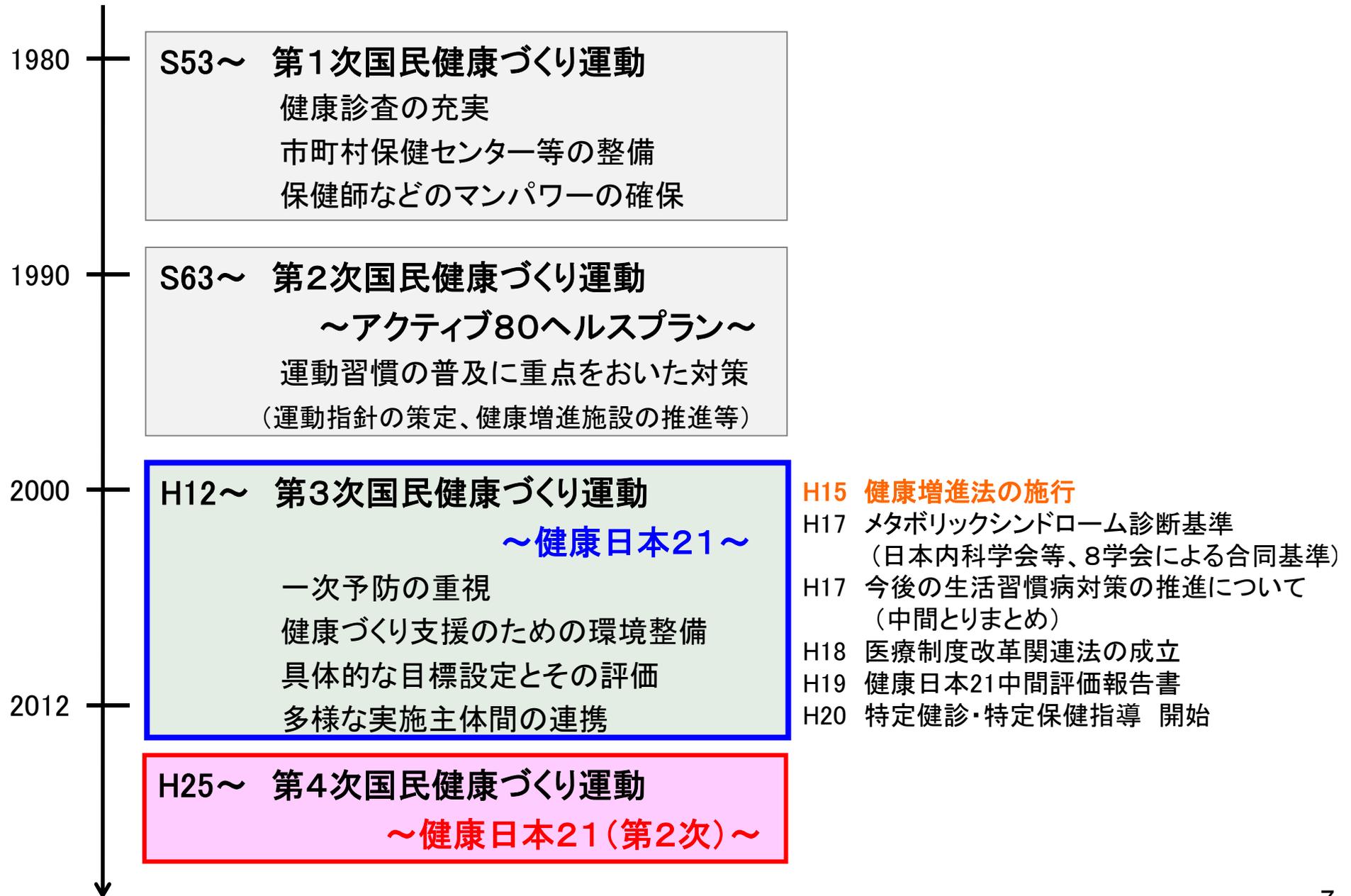
○ 5つの基本的方向に対応して、53項目にわたる具体的な目標を設定する。

基本的な方向	具体的な目標の例（括弧内の数値は現状）	目標
① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小	○日常生活に制限のない期間の平均 （男性70.42年、女性73.62年）	平均寿命の増加分を上回る増加
② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 （がん、循環器疾患、糖尿病、COPDの予防）	○75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 （84.3（10万人当たり））	73.9（10万人当たり）
	○最高血圧の平均値 （男性138mmHg、女性133mmHg）	男性134mmHg、 女性129mmHg
	○糖尿病合併症の減少（16,271人）	15,000人
③ 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上 （心の健康、次世代の健康、高齢者の健康を増進）	○強いうつや不安を感じている者（10.4%）	9.4%
	○低出生体重児の割合の減少（9.6%）	減少傾向へ
	○認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上（0.9%）	10%
④ 健康を支え、守るための社会環境の整備	○健康づくりに関する活動に取り組み自発的に情報発信を行う企業数の増加（420社）	3000社
⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善	○20～60歳代男性の肥満者の割合（31.2%）	28%（自然増から15%減）
	○食塩摂取量（10.6g）	8グラム
	○20～64歳の日常生活での歩数（男性7841歩、女性6883歩）	男性9000歩、 女性8500歩
	○生活習慣病のリスクを高める量（1日当たり純アルコール摂取量男性40g、女性20g以上）の飲酒者割合の減少（男性16.7%、女性7.4%）	男性14.0%、 女性6.3%
	○成人の喫煙率（19.5%）	12%
	○80歳で20歯以上の歯を有する者の割合（25%）	50%

その他

- 都道府県及び市町村は、独自に重要な課題を選択して、目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施。（PDCAサイクルの実施）
- 国は、生活習慣病の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究を企画し、推進。
- 各保健事業者は、各種健診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効率的かつ効果的に実施。
- 国、地方公共団体は、企業、団体等が行う健康増進に向けた自発的な取り組みを支援。

我が国における健康づくり運動の流れ



子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子
育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+放課後児童
クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子
育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
地域型保育給付
= の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保
育事業

放課後児童
クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
- ・ 利用者支援
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 延長保育事業
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
 - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「健やか親子21」に関連する計画等の周期

	次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成行動計画 (都道府県・市町村・事業主)	子ども・子育て応援プラン (エンゼルプラン) (国)	母子保健計画 (市町村)	健やか親子21 (国民運動)	健康増進計画 (都道府県・市町村)	健康日本21 (国民運動)
平成6年 (1994年)						
平成7年 (1995年)		エンゼルプラン				
平成8年 (1996年)			計画策定			
平成9年 (1997年)						
平成10年 (1998年)						
平成11年 (1999年)						策定
平成12年 (2000年)		新エンゼルプラン		策定		
平成13年 (2001年)			計画の見直し		計画策定	
平成14年 (2002年)						
平成15年 (2003年)						
平成16年 (2004年)	行動計画策定 ←					
平成17年 (2005年)	行動計画の推進(前期)	子ども・子育て応援プラン		第1回中間評価		
平成18年 (2006年)					計画の改定	中間評価
平成19年 (2007年)						
平成20年 (2008年)						
平成21年 (2009年)	行動計画の見直し			第2回中間評価		
平成22年 (2010年)	行動計画の推進(後期)	子ども・子育てビジョン				
平成23年 (2011年)						最終評価
平成24年 (2012年)					計画の改定	次期国民健康づくり運動プラン策定
平成25年 (2013年)				最終評価・次期計画検討		
平成26年 (2014年)						健康日本21(第2次)
平成27年 (2015年)						

健やか親子21等

- 25年度～ ・最終評価、次期計画検討
- 26年度中 ・市町村が母子保健計画策定
- 平成27年度 ・新計画施行

次世代法

- ・次世代法の延長等を検討
- ・都道府県・市町村が行動計画を策定
(従来どおりの場合、母子保健計画を包含)
- ・新計画施行

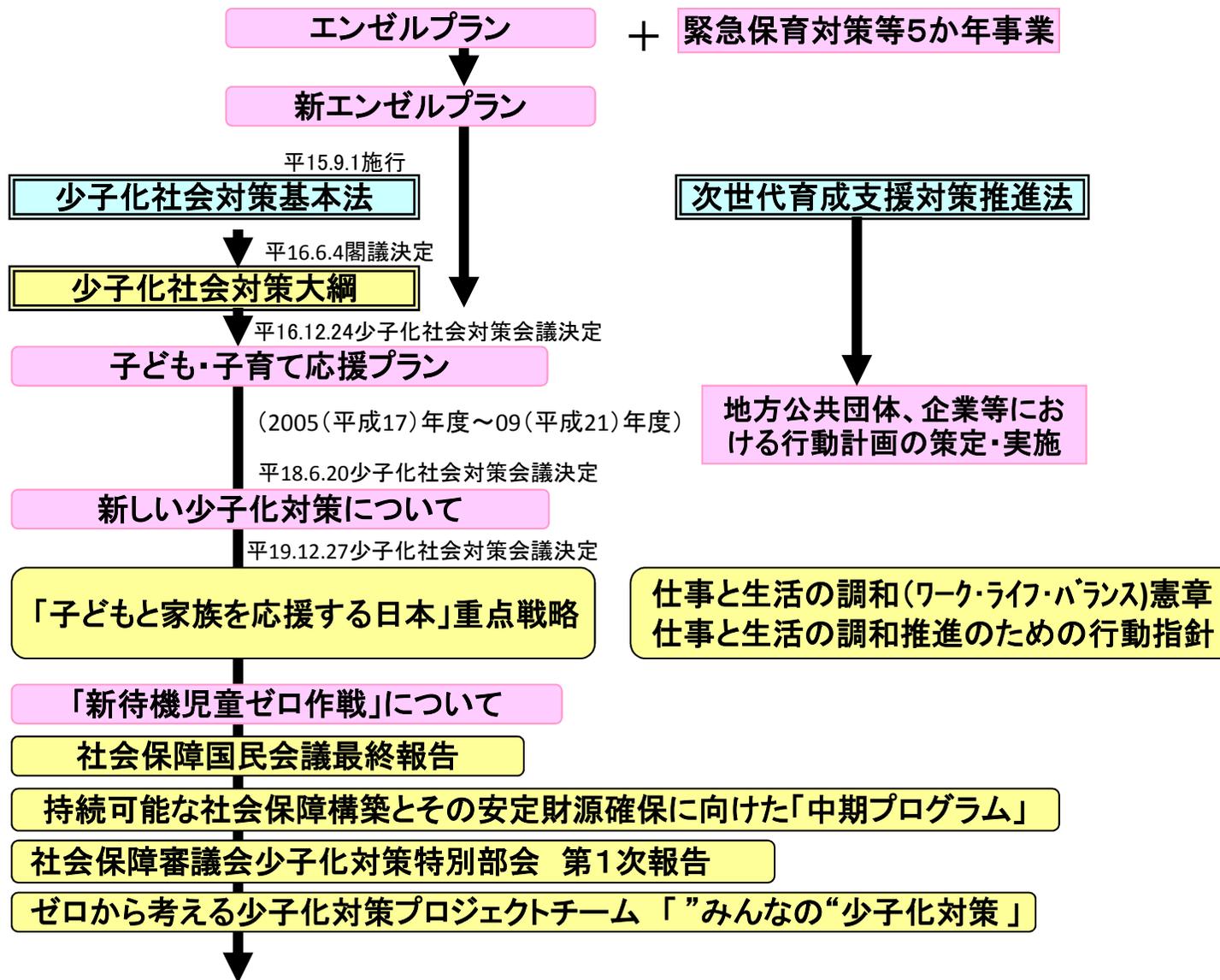
子ども・子育て支援法

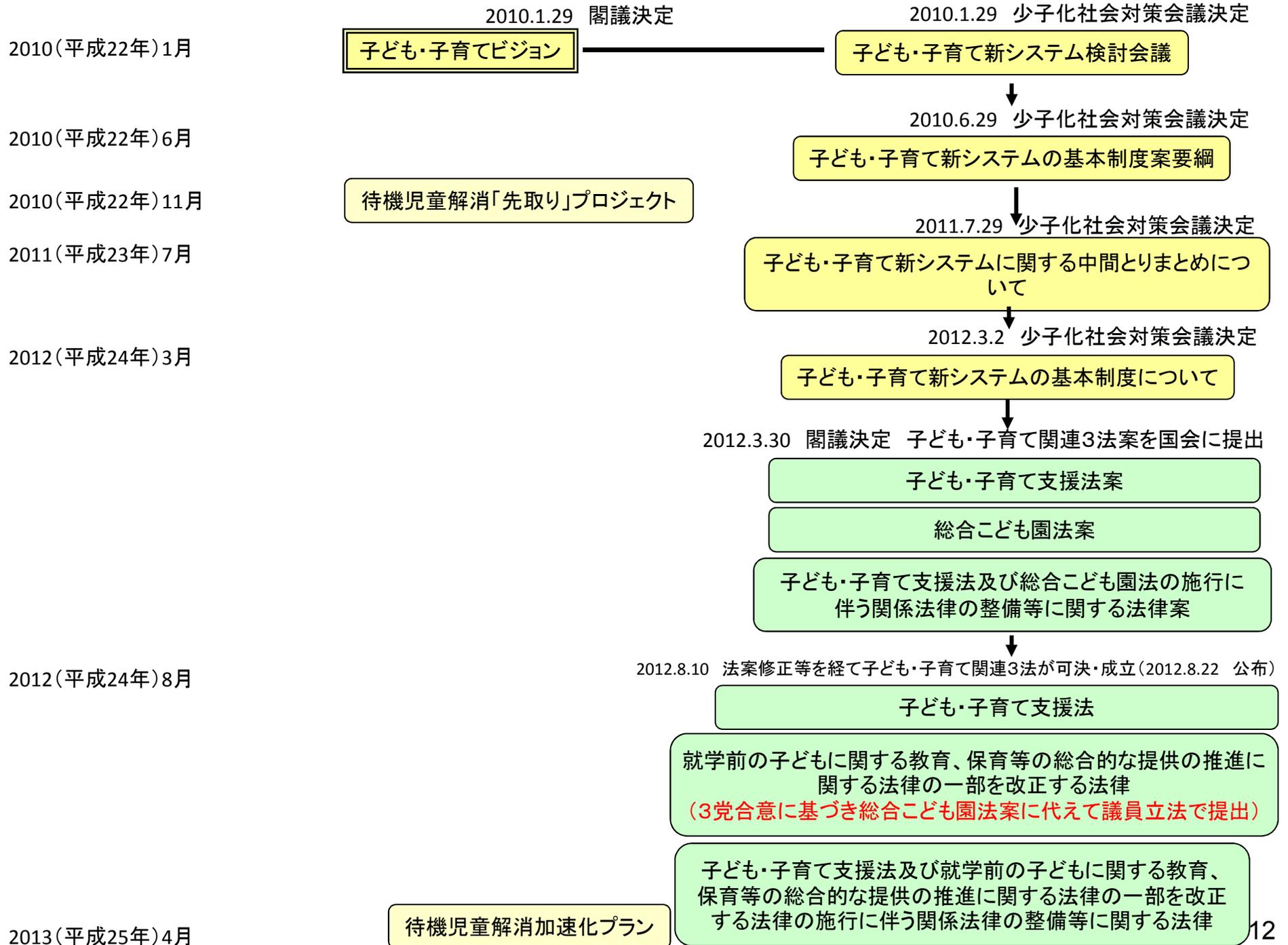
- ・子ども・子育て支援法の施行に向けた検討
- ・都道府県・市町村が事業計画を策定
(地域子ども・子育て支援事業の一つである妊婦健診の見込み量等を記載)
- ・新計画施行

少子化対策の取組（経緯）

1990(平成 2)年
 1994(平成 6)年12月
 1999(平成11)年12月
 2003(平成15)年 7月
 2004(平成16)年 6月
 2004(平成16)年12月
 2005(平成17)年 4月
 2006(平成18)年 6月
 2007(平成19)年12月
 2008(平成20)年 2月
 2008(平成20)年11月
 2008(平成20)年12月
 2009(平成21)年 2月
 2009(平成21)年 6月

〈1.57ショック〉 = 少子化の傾向が注目を集める



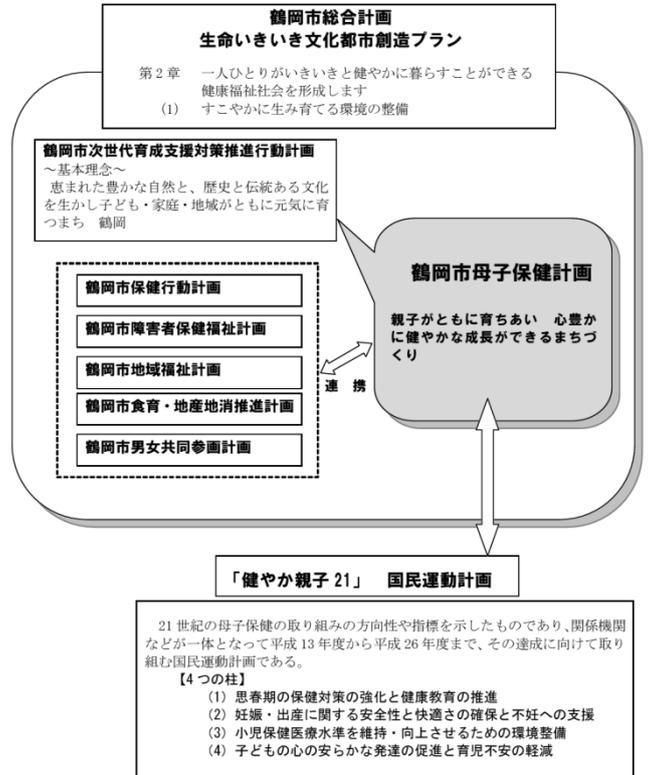


鶴岡市母子保健計画



平成 25 年 3 月
鶴 岡 市

【山形県鶴岡市母子保健計画の位置づけ】

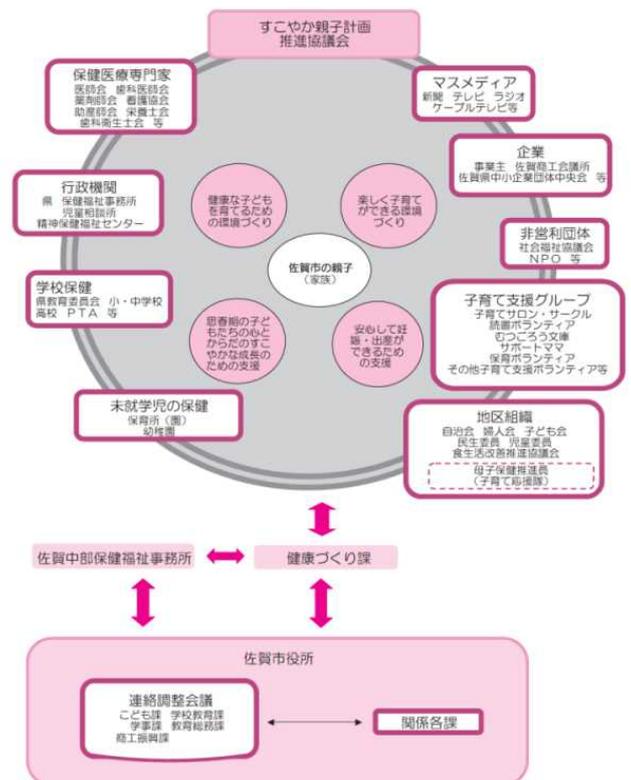


【鶴岡市母子保健施策体系】

基本理念：親子がともに育ちあい 心豊かに健やかな成長ができるまちづくり		
基本方針	活動目標	具体的な取り組み
1. 妊娠・出産が安心してできる	①妊婦健康診査を定期的に受診し、妊娠に伴う疾病の早期発見・治療ができる ②妊娠・出産について相談の場があり、必要な支援が受けられる ③妊婦の経済的負担が軽減される	●母子健康手帳および妊婦健康診査受診票の交付 ●健康相談 ●健康教育 ●母性健康管理指導事項連絡カードの普及 ●ハイリスク妊産婦訪問指導 ●特定不妊治療費助成
2. 安心して子育てができるための相談先と学習の機会がある	①いつでも相談の場がある ②健康診査の機会がある ③専門的な相談や支援の場がある ④子育てについての学習の場がある	●産褥期全乳児訪問指導 ●育児相談 ●外国人支援 ●乳幼児健康診査 ●専門的な相談・支援 ●保育園・幼稚園訪問 ●健康教育 ●食育 ●むし歯予防指導
3. 自ら健康管理ができる力が育まれる	①疾病予防や適切な生活習慣、食生活について学ぶ場がある ②思春期のころと体に対する知識を身につけることができる ③自ら健康管理することを学ぶ場がある	●年代に応じた健康教育 ●学校における健康教育 ●すこやかな子どもを生み育てるネットワーク推進委員会
4. 障害があっても健やかに成長、発達ができる	①療育の必要な乳幼児が適切な訓練を受けられる ②親に対する支援がある ③家庭や地域で障害について理解が深まる ④支援ネットワークが充実する	●相談窓口の周知、関係機関との連携 ●障害児親の会への支援 ●療育に関する研修会 ●障害や療育に関する知識の普及啓発
5. 子どもが健康に育つため、また病気を未然に防ぐための保健医療サービスがある	①予防接種が受けられる ②救急医療が安心して受けられる ③適正に医療受診ができる ④事故を未然に防ぐことができる	●予防接種 ●予防接種を適正に実施するための相談および情報提供 ●救急医療体制の周知 ●事故防止対策・広報活動 ●適正な医療受診の周知
6. 地域に支えられながら子育てができる	①地域で育児不安を持つ親への支援がある ②家族や地域で子育てや成長を考える場がある	●育児サークル活動支援 ●地域と連携した取り組み ●関係団体と連携した支援

鶴岡市母子保健計画(平成25年3月)より

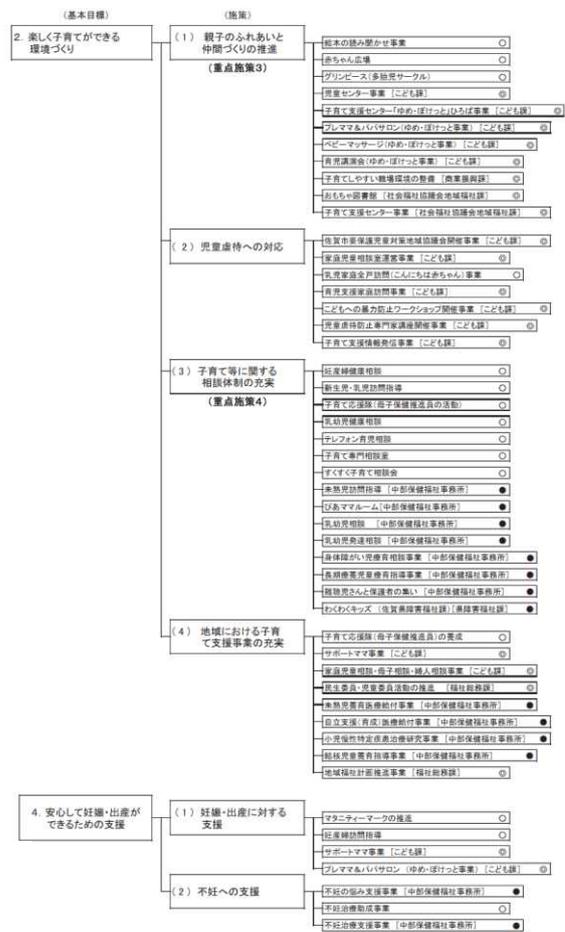
<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/040100/page6682.html>



【佐賀市「健やか親子計画」の推進体制図】



【佐賀市「すこやか親子計画」の体系図】



健康づくり調主体) ◎市の他調主体 ●他機関(調主体) △連携

佐賀市母子保健計画すこやか親子計画中間評価改訂版(平成23年3月)より
 ※平成18~26年度計画<http://www.city.saga.lg.jp/contents.jsp?id=27529>